

当社の反社会的勢力対応について

平成 25 年 11 月 1 日
株式会社証券保管振替機構

1. 基本姿勢

当社は、反社会的勢力¹への対応について内部統制基本方針及びコンプライアンス基本方針に次のとおり掲げており、これに基づいた対応を行います。

「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、組織的に対応する。」(内部統制基本方針)

「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨み、不当な要求には屈しません。」(コンプライアンス基本方針)

2. 具体的な対応

(1) 反社会的勢力との関係を排除することを可能とするための措置

当社の関係先は、以下の二つに大別され、それぞれ以下の措置を講じております。

a. 調達契約（物品及び役務等を調達するための契約）等を締結する相手方

当該契約における反社会的勢力排除条項の手当（同条項の盛込み又は別途覚書の締結若しくは誓約書の受領）を実施しております。

b. 制度参加者²

各制度の業務規程等に、反社会的勢力排除条項を設けており、また、新規制度参加者からご提出いただく同意書等において、反社会的勢力ではないことについてご誓約いただいております。(また、当社の子会社である株式会社ほふりクリアリング(以下「ほくり」という。)におきましても、同社が運営する一般振替DVP制度の新規参加者に対し、反社会的勢力でないことについての確認を行っております。)

¹暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。

² 株式等の振替に関する業務規程第290条の2に規定する株式の発行者等、社債等に関する業務規程第73条の2に規定する社債の発行者等、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第2条第17号に規定する外国株券等機構加入者及び有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則第2条第2号に規定する利用者をいう。

(2) 関係先が反社会的勢力であると判明した場合の措置

関係先が反社会的勢力であると判明した場合には、当該関係先との関係解除に向けた措置を講じます。

なお、関係解除に当たり、当社は、資本市場の基盤である決済インフラとして公共的な役割を担っていることから、制度参加者等との関係解除については、市場関係者への影響を十分に考慮し、関係当局等と密に連絡を取りながら対応を実施することとします。具体的には、以下のような事情を配慮しつつ、関係解除に向けた措置を講じることになります（ほくりにおけるDVP参加者等との関係解除についても同様の考え方によります。）

関係先	内容
口座管理機関	・口座管理機関は顧客口座を有していることから、口座管理機関が反社会的勢力であると判明した場合であっても、顧客の財産保全の観点から、顧客口座に残高があるうちは、振替機関である当社が一方的に当該口座管理機関の口座を閉鎖・廃止することは困難であるため、当該口座の動き等を踏まえ、当該口座管理機関との関係解除に向けた措置を講じることになります。
発行者	・発行者が反社会的勢力であると判明した場合であっても、当該発行者に係る振替株式等の残高があるうちは、投資家への影響を配慮し、当該発行者に係る振替株式等の取扱いを当社が一方的に解消する措置を講じることが困難であるため、当該発行者の振替株式等を上場している金融商品取引所の動き等を踏まえ、当該発行者との関係解除（取扱いの廃止）に向けた措置を講じることになります。

以上